

## 自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の更新登録について 概要

### 1. 趣旨

- 道路運送法第78条に基づく自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)について、令和8年2月28日をもって有効期間が満了するが、引き続き事業継続の意思があることから、同法第79条の6に基づく有効期間の更新の登録を受けるもの。
- 更新の登録にあたって、交通空白地有償運送を行うことの必要性等を、江差町地域公共交通活性化協議会において協議を整える必要があるため、次のとおり登録内容の協議を行う。

### 2. 更新登録の対象団体

No.	団体名	登録番号	現登録の有効期間
①	江差町	北函交第4号	令和5年3月1日 ～ 令和8年2月28日

### 3. 主な登録事項等

運送の区域	檜山郡江差町
使用車両	○ハイエース車両 2台 ○普通車両 4台
旅客の範囲	○地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者
旅客から収受する対価の額	<p>[江差マース]</p> <p>○一般運賃(大学生以上) : 500円/人(乗合なし)・300円/人(乗合あり)</p> <p>○福祉割引運賃(身体障害者・知的障害者・精神障害者・要介護認定者・要支援認定者・特定医療費(指定難病)受給者証を所持している方)、学割運賃(高校生・中学生)及びこども運賃(小学生) : 一律200円/人</p> <p>○乳幼児運賃(小学校入学前の未就学児) : 無料(保護者同伴のみ乗車可能)</p> <p>[北部乗合タクシー]</p> <p>○一律300円/人</p>

### 4. 更新登録申請書類

別紙「資料2」のとおり

※江差町地域公共交通計画本体も提出対象となるが、大冊となるため本資料には添付しない。

## 自家用有償旅客運送(福祉有償運送)の更新登録について 概要

### 1. 趣 旨

- 道路運送法第 78 条に基づく自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、登録を受けている町内団体の有効期間が満了するが、引き続き事業継続の意思があることから、同法第 79 条の 6 に基づく有効期間の更新の登録を受けるもの。
- 更新の登録にあたって、福祉有償運送を行うことの必要性等を、江差町地域公共交通活性化協議会において協議を整える必要があるため、次のとおり登録内容の協議を行う。

### 2. 更新登録の対象団体

No.	団体名	登録番号	現登録の有効期間
①	江差町	北函市福第 1 号	令和 5 年 3 月 1 日 ～ 令和 8 年 2 月 28 日
②	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	北函福第 10 号	
③	社会医療法人道南勤労者医療協会 (ヘルパーステーションゆいっこ)	北函福第 11 号	
④	特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい	北函福第 24 号	令和 5 年 3 月 14 日 ～ 令和 8 年 3 月 13 日

### 3. 主な登録事項等

団体名	①江差町	②江差町社会福祉協議会														
運送の区域	檜山郡江差町	檜山郡江差町														
使用車両	・兼用車 1 台	・車いす車 2 台(うち、軽自動車 1 台) ・兼用車 2 台 ・セダン等 6 台(うち、軽自動車 3 台)														
旅客の範囲	・身体障害者 ・要介護認定者 ・要支援認定者・その他障害者	・身体障害者 ・精神障害者 ・要介護認定者 ・要支援認定者 ・基本チェックリスト該当者 ・その他障害者														
旅客から收受する対価の額	[4 時間未満] 640 円 [4 時間以上] 所要時間が 1 時間を増すごとに 160 円を上記金額に加算した額	[介護保険事業及び障害者総合支援事業の対象者] 片道 250 円 [上記サービスを受けられず、入退院等で車いす、ストレッチャーを利用する者] 片道 2,000 円														
団体名	③ヘルパーステーションゆいっこ	④特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい														
運送の区域	檜山郡江差町	檜山郡江差町														
使用車両	・車いす車 1 台 ・セダン等 1 台(うち、軽自動車 1 台)	<b>【所有】</b> セダン等 1 台(うち、軽自動車 1 台) <b>【持込】</b> セダン等 4 台(うち、軽自動車 3 台)														
旅客の範囲	・身体障害者 ・精神障害者 ・知的障害者 ・要介護認定者 ・要支援認定者・その他障害者	・身体障害者 ・精神障害者 ・要介護認定者 ・要支援認定者 ・基本チェックリスト該当者 ・その他障害者														
旅客から收受する対価の額	[介護保険事業及び障害者総合支援事業の対象者] 片道 250 円 [上記サービスを受けられない事情があり、入退院等で車いすを利用する者] 片道 1,000 円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 江差町内</td> <td>片道 400 円</td> </tr> <tr> <td>2. 江差町内で大潤以北</td> <td>片道 800 円</td> </tr> <tr> <td>3. 乙部町、上ノ国町、厚沢部町</td> <td>片道 1,100 円</td> </tr> <tr> <td>4. 乙部町、上ノ国町、厚沢部町 (市街地より遠方)</td> <td>片道 1,600 円</td> </tr> <tr> <td>5. 函館市、七飯町 (夏期)</td> <td>往復 7,500 円</td> </tr> <tr> <td>6. 函館市、七飯町 (冬期)</td> <td>往復 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>7. 病院待機料金</td> <td>3 時間を超えた場合、 1 時間まで 800 円、以後 1 時間ごとに 800 円</td> </tr> </tbody> </table>	1. 江差町内	片道 400 円	2. 江差町内で大潤以北	片道 800 円	3. 乙部町、上ノ国町、厚沢部町	片道 1,100 円	4. 乙部町、上ノ国町、厚沢部町 (市街地より遠方)	片道 1,600 円	5. 函館市、七飯町 (夏期)	往復 7,500 円	6. 函館市、七飯町 (冬期)	往復 8,000 円	7. 病院待機料金	3 時間を超えた場合、 1 時間まで 800 円、以後 1 時間ごとに 800 円
1. 江差町内	片道 400 円															
2. 江差町内で大潤以北	片道 800 円															
3. 乙部町、上ノ国町、厚沢部町	片道 1,100 円															
4. 乙部町、上ノ国町、厚沢部町 (市街地より遠方)	片道 1,600 円															
5. 函館市、七飯町 (夏期)	往復 7,500 円															
6. 函館市、七飯町 (冬期)	往復 8,000 円															
7. 病院待機料金	3 時間を超えた場合、 1 時間まで 800 円、以後 1 時間ごとに 800 円															

### 4. 更新登録申請書類

別紙「資料 4」～「資料 7」のとおり

※資料 6, 7 における「運転記録証明書」は事務局による確認とし、本資料には添付しない